



第258号



- 第56回定時総会で24年度事業計画と収支予算を承認
新法人移行の定款改正素案説明と使い捨てライター回収事業表彰式
- 使い捨てライター回収事業報告会
- 中間処理委員会開催

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推進しています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009~11年度 産廃エキスパート (環境省認定) 認定番号1-09-A0012

2009~11年度 産廃エキスパート (環境省認定) 認定番号1-09-C0012

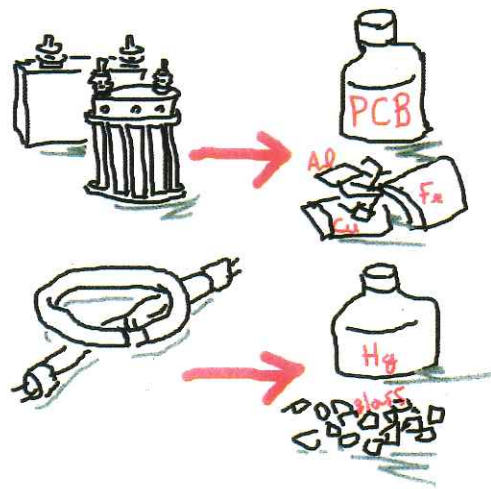
ありあけこうぎょう 検索

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.

〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



技術です
キケンなゴミを資源に戻す



究極のリサイクルの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第56回定時総会] 平成24年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決 新法人移行の定款改正素案説明と使い捨てライター回収事業で表彰式	2
使い捨てライター回収事業報告 高橋会長も出席、各ブロックリーダーがコメント	22
中間処理委員会開催	24
[青年部だより] 全産廃連青年部協議会主体によるCSR2の勉強会実施	28
[女性部だより] 「たった1分で人生が変わる片づけの習慣」をテーマに勉強会	29
[法制度検討委員会] 芝田麻理弁護士より「選別」など不明点説明うける	31
委員会報告 (安全衛生推進委員会)	32
地球温暖化対策 石油が無くなる日	33
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 part62	34
協会の主な今後の日程	35
会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ)	36
よろず相談 (税務・遺留分と事業承継税制)	37
お江戸ぶらぶら歩る記	42
事務局便り・編集後記	44
表紙の言葉	27
訂正とお詫び	35
自家発電設備導入費用助成金のご案内	30

第56回定時総会

平成24年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決 新法人移行の定款改正素案説明と使い捨てライター回収事業で表彰式

(社)東京産業廃棄物協会は、平成24年1月27日(金)午後4時から港区北青山の青山ダイヤモンドホール・サファイアルームにおいて第56回定時総会を開き、平成24年度の事業計画案と収支予算案を審議し、いずれも原案どおり満場一致で承認可決された。

総会終了後に、新法人移行に向けた定款改正・素案説明と、使い捨てライター回収事業に係る当協会の協力に対し、大野東京都環境局長から感謝状の贈呈が行われたので、総会記事の中に付記することとした。



司会する井野事務局長

総会は井野事務局長が司会を務め五十嵐常任理事の開会宣言で始り、司会者より本日現在の正会員数577名に対し、本日の出席者数100名、

委任状による表決数299名を加えて399名となり、出席率は

69.2%となり、正会員数の過半数を超えており、本総会は有効に成立しているとの報告がなされた。



挨拶する高橋会長

続いて高橋会長から出席者に新年の挨拶をするとともに出席者の労を謝し「昨年の決算総会以降、災

害廃棄物の広域処理支援、放射性廃棄物問題、使い捨てライター回収事業など、多くの課題に取り組んでまいりましたが、この間、皆様方には一方ならぬご支援ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本総会では、平成24年度事業計画ならびに予算についてご審議いただきますが、適正処理の推進を基本としつつ、引き続き災害廃棄物や放射性廃棄物などの課題や、随時発生する諸問題に対処するとともに、会員サービス改善などを進めていく内容となっております。

皆様方には、活発なご議論と、円滑な議事進行へのご協力をお願い申し上げます。

なお、総会をいったん閉じた後、新法人移行のための、定款改正素案について説明させていただきます。

その後、多くの会員の皆様にご協力いただきました、使い捨てライターの回収事業について、東京都環境局長からの感謝状の贈呈がございます。

『平成24年度事業計画』

首都東京から排出される産業廃棄物は膨大な量であり、これを適正に処理し、リサイクルを推進していくうえで、産業廃棄物処理業者の果たすべき役割は極めて重要である。また、循環型社会形成の実現のためには、排出者、処理事業者、都民、行政のそれぞれが、責任と役割について理解を深め、具体的な連携・協働を進めていくことが強く望まれている。

このため、協会は、適正処理を基本と

最後まで、皆様方のご協力をお願い申し上げます。」との挨拶が述べられた。



議長の赤石副会長

会長挨拶ののち、議案の審議に入るに当たり、議長に赤石副会長が就任、議事録署名人として白井徹、鈴木宏和の両氏を指名した。

引き続き第3号議案の「平成24年度事業計画案承認の件」と第4号議案の「24年度予算案承認の件」についてそれぞれ審議に入った。

議長より各案件について古川専務理事に提案内容の説明を求め、それぞれについて次の通り説明が行われた。その後、提案内容についての質問を議場に求めたところ、両議案については、いずれも「異議なし」との発言があり、両議案とも全会一致で承認可決された。

しつつ活動してきた。

特に、23年度においては、改正廃棄物処理法の施行への対応、昨年3月に発生した東日本大震災の被災者支援、災害廃棄物の広域処理への参画と協力、放射性物質汚染対処特措法への対応、使い捨てライターの回収事業の実施など、東京都とも連携しながら積極的に事業を展開してきた。また、新たに中間処理委員会と法制度検討委員会を立ち上げ、組織の充

実を図った。

24年度においては、適正処理の推進を基本としつつ、引き続き災害廃棄物及び放射性廃棄物などの課題に取り組むとともに、中間処理や法制度を含め、随時発生する諸問題に臨機応変に対応し、会員サービスの改善などにより会員の増強にも努める。

また、25年度の新法人への移行を実現するために、定款の改正など必要な準備を着実に進めていく。

以上のような基本的考え方の下に、事業の区分は、新法人移行を踏まえ、大きく適正処理推進事業、環境対策事業、普及事業、管理運営に再編し、その枠組みの中で、従来からの事業を整理して組み込んだ形で計画を作成した。

1. 適正処理推進事業（1・2・3号事業）

これは、新法人移行後は継続事業として公益目的支出計画の中に入ると見込まれる事業で、第一が、調査研究事業である。制度改正や静脈産業の海外展開・国際化も視野に入れ、情報収集、調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望を行っていく。また、その成果を含め、ホームページ等により広く一般に普及啓発を行う。

第二が、研修事業で、これまでの研修事業のうち、会員限定の研修を除いたものである。ひとつめは一般研修で、協会主催の研修会のほか、東京都等との共催形式の研修会があり、ふたつめは許可申

請に関する講習会で、例年通り、主催機関である（財）日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施する。

①産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の開催予定数は、前年同様、合計で14回、②特別管理産業廃棄物の管理責任者講習会も、前年同様の17回となっている。

第三が、相談指導事業で、これまで独立項目であったが、適正処理推進事業の柱の一つとして組み込んだ。相談員の常時配置に努め、関係法令の改正等を背景に、協会への問合せが多数あるため、相談指導業務を着実に実施していく。

2. 環境対策事業（7号事業）

これまでの環境対策事業を引き継ぐもので、新法人移行後は公益目的支出計画に入ると見込んでいる事業である。

(1) 環境活動事業（公益的事業）

社会的な環境活動や環境学習活動への取組みのほか、公益寄付として、東京都などへの寄付を想定している。

(2) 環境対策事業（公益的事業）

産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政から協力要請があり、対応が必要であると認められた場合などに、必要な対策を行う。

(3) 災害廃棄物対策事業（公益的事業）

平成19年12月25日に、東京都との間で締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に基づく、東京都などとの連携・協力事業や、今回の東日本大震災の災害廃棄物の広域処理支援を必要に応じて行う

もの。また、東京直下型地震等を想定し、災害廃棄物対策の再検討や体制の見直し等を行っていく。

3. 普及事業（4・5・6・7号事業）

会員向けの普及啓発及び協会活動の普及強化を目的とした事業をまとめたもので、大きく、普及事業、機関誌発行事業、会員事業からなり、新法人移行後は共益その他会計の事業と見込んでいるものである。

(1) 普及事業（その他事業）

協会の諸活動について広く社会に向け普及・広報活動を行うほか、一昨年の再生砕石問題のように、適正処理の推進上必要があるときは、会員処理業者に対する支援・助成を行う普及・広報活動、協会発行図書等の有償頒布、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及事業からなっている。マニフェストの普及・頒布は収入の柱ともなる事業であり、着実にすすめていく。また、電子マニフェストについても、加入促進に努めていく。

(2) 機関誌発行事業（その他事業）

昭和58年4月に創刊し、会員に対する基本的な情報伝達手段として親しまれている機関誌『とうきょうさんばい』について、毎月発行を堅持しつつ、一層の内容の充実を図りながら、迅速的確な情報提供に努めていく。

(3) 会員事業（その他事業）

協会の目的達成のため、会員の増強や士気の高揚のための交流などの事業を行う。

1) 会員研修事業

各社共通課題に対する研修や、話題に即した講演会などにより、会員のスキルアップや視野の拡大につなげていくよう努める。

2) 会員交流・増強事業

会員の交流と連携の強化などを図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行うとともに、部門別の交流・活性化を図るための多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。特に、青年部・女性部は新たな部員を歓迎しているところである。

なお、平成26年には法人化30周年を迎えるが、記念事業の準備を進めていくための積立金を着実に積み増して行く。積立目標額は理事会決定により900万円とする。

また、新入会員懇談会や賛助会員への対応の強化など、会員数の維持・増加に努めて、さらに、連合会や関東地域協議会、排出事業者等の諸団体との連携・協力・交流を深めていく。

3) 顕彰・表彰事業

会員企業の役員・従業員の士気高揚に資するよう充実に努める。

①優良従事者表彰

毎年、推薦基準に基づいて、会員各社から推薦された方について、優良従事者を決定・表彰している。昨年から15名に増員し、被表彰者は5月に開催予定の、次の定時総会において表彰を行う。

②特別表彰

推薦基準にとらわれず、特に産業廃棄物処理に関する処理技術の開発の改善及び作業の合理化、改善等に功績のあった

と認められる者、並びに事業発展に著しい功績があったと認められる者について表彰する。

③安全衛生表彰

表彰制度を導入・実施することにより、安全衛生活動の促進を図る。

4. 管理運営

24年度においても、産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少や許可申請講習会の受講者数の減少が予測されるなど、協会運営にも厳しいものがある。産業廃棄物処理業界に対する社会的要請に応えつつ、協会の活動の活性化を図るために、引き続き組織率の向上と経費節減に努める。

懸案の新法人への移行については、これまで事業収支や定款変更案について、他団体の動向なども踏まえつつ慎重に検討してきたが、24年度においては、新定款その他必要な事項を決定し、25年度の一般社団法人への移行の実現を目指す。

本日は、総会后、定款変更の素案を説明するが、その後、会員の皆様のご意見をいただいて最終調整を行った上、次の5月の総会において他の必要な事項とともに議決をお願いする予定。

なお、協会の運営と事業の円滑な推進のため、定款等に基づき、総会を年2回、理事会を年9回、常任理事会を年18回開催する予定である。

5. 委員会活動

(1) 総務委員会

協会活動の基本事項、委員会・部会に

横断的に関係する事項の調整などを行うものである。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置している。24年度は、「30周年記念事業検討委員会」、「法制度検討委員会」が活動を続けるほか、災害廃棄物の処理支援が落ち着いた段階で、東京における災害廃棄物について分科会を設けて検討を始められたらと考えている。

(2) 広報委員会

機関誌『とうきょうさんぱい』の発刊を継続するとともに、協会ホームページの更新に合せ、電子媒体による情報発信にも努めていく。

また、法制度の検討体制が整うなか、検討経過を会員に伝えるほか、労働安全衛生に関する情報発信にも尽力する。さらに、30周年に際しての記念行事や記念誌等についての検討を進める。

会員数の維持・増加にも資するよう、会員向け専用ページを開設し、新たな考え方にたった会員への情報発信に挑戦していく。

(3) 中間処理委員会

排出事業者と収集運搬業者との間にあり、適正処理の点からも重要な位置を占める中間処理業に係る問題を取り扱うべく、昨年12月に発足した。検討体制としては、「焼却」、「中和・脱水」、「破碎・圧縮」の3分科会を設置している。

資源循環・リサイクルなどの課題のほか、現在、特に放射性物質汚染対処特措法が施行され、いかに対応するかという

大きな問題に直面している。課題解決のため研修による情報の共有化を進めるなど活動を進める。

(4) 安全衛生推進委員会

企業にとってかけがえのない宝である従業員を失うことの無いよう、労働災害の防止等の課題に取り組んでいる。

24年度においても、安全衛生活動の推進を図るため、会員向け研修会・講習会を活発に行うとともに、労働安全衛生に対する意識高揚を図るため、表彰制度を整備し実施を図っていく。

(5) 医療廃棄物委員会

WDS 廃棄物データシートの活用ポイントなど検討してきたが、24年度においても、今ここで何をしなければならないかという視点で、会員に役立つ活動を展開していく。事業継続計画のセミナーや医療廃棄物処理に適した廃棄物データシートの作成等を目指す。

(6) 収集運搬委員会

災害廃棄物については、「資機材等保有アンケート」を再確認し実働可能なものを作成する。また、社内管理体制などの講習会については、充実方策の検討を行っていくが、収集運搬の再委託やその緩和措置などの法制度上の問題についても検討を進めていく。

(7) 建設廃棄物委員会

建設廃棄物の排出量が縮小していく状況下で、改正廃棄物処理法が建設業界に

おいて正しく反映されていくよう、排出事業者、処理業者合同の施設見学や情報交換を実施する。また、東京都の建設廃棄物適正処理部会に積極的に参画し、再生砕石の利用拡大にも努めるほか、建設汚泥の再利用、石綿含有廃棄物などの処理の適正化にも取り組む。

(8) 多摩支部

災害廃棄物関係法令等の情報共有など、会員にとって時宜を得た講習会等を実施していく。また、多摩環境事務所との適正処理のための意見交換会、施設見学会の実施により情報交流を図るほか、親睦を深めていけるよう会員交流事業を実施する。

(9) 青年部

24年度は、連合会事業で全国青年部協議会が実施主体となるCSR2プロジェクトについて、積極的に、その推進に取り組んでいく。また、部員相互のネットワークの強化、教育研修、社会貢献に向けたボランティア活動、他県青年部との交流などを実施する。

(10) 女性部

24年度は、これまでの経験を踏まえ、女性部版の「環境学習」を新たに検討していく。また、近隣協会の女性部との連携を深め、女性ネットワークを全国に拡大していけるような合同イベントを企画する。

さらに、部員間のコミュニケーションを蜜にする部内勉強会を実施する。

『平成24年度収支予算概要』

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの収支予算書は次頁に掲載する。

今回の予算編成に当たっては

1. 新法人への移行にそなえて事業計画の事業区分を見直しているため、これに合せて事業活動支出のうちの事業費支出を、大きく A適正処理推進事業、B環境対策事業、C普及事業、とした。そのうえで、小項目として、これまでの支出項目を踏襲した。ただ「会員増強・交流事業」は「会員事業」と名称を改めた。

2. 事業活動収入については、堅実性を第一とした見積りを行った。

3. 事業活動支出については、たとえば研修事業のように、一般向けの公益的なものと、会員向けとあるものについて、公益的なものは適正処理推進事業、会員向けのものは普及事業に整理をし直した。

4. それらを含め、すべての経費について配賦基準を見直したが、それぞれの経費については、節減と合理化を図った。

〈収支予算〉

収支予算の様式は、表の左より、科目、予算額、前年度予算額、増減、増減比、前年度決算見込額、備考の順に記載した。

なお、前年度すなわち23年度の決算見込額は、上半期実績に下半期見込み額を加えて調整したものである。

科目は、公益法人会計基準に従い、大きく事業活動収支の部、投資活動収支の部、財務活動収支の部（ただし該当がな

いので省略）、予備費支出からなっている。

事業活動収支の部

●事業活動収入

1 入会金収入 予算額 26万円

対前年 2万円 8.3%の増

これは、決算見込みを踏まえ、増としたもの。

2 会費収入 予算額 7,297万円

対前年 240万円 0.3%の増

これは、減少傾向を織り込んだ会員数を前提としつつ、正会員については、会費単価の上昇傾向を勘案し、0.5%、34万円の増額を見込んだことによる。

3 事業収入 予算額 6,979万円

対前年 382万円余 5.2%の減

事業収入には、研修事業収入、許可講習会事業収入、普及事業収入、マニフェスト普及事業収入、機関誌発行事業収入、及び会員事業収入があるが、研修事業収入については、決算見込みを踏まえ、7.1%、8万円の減を、許可申請講習会事業収入については、受講者数が若干減少傾向にあることを踏まえ、2.5%、37万円の減を計上した。普及事業収入については、前年同額を、マニフェスト普及事業収入については、売上そのものは経済状況を反映し1千万円程度の増が見込まれるが、連合会からの販売手数料1,326万円を仕入値引き扱いとするため、6.9%、337万円余の減を、機関誌発行事業収入については、前年同額を、会員事業収入につ

<第4号議案>

平成24年度収支予算

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	24年度予算額 A	23年度予算額 B	増減 A-B	増減比 A/B	23年度 決算見込額	備 考
事業活動収支の部						
事業活動収入						
1 入会金収入	260	240	20	1.083	280	
①正会員入会金収入	220	200	20	1.100	260	11社
②賛助会員入会金収入	40	40	0	1.000	20	4社
2 会費収入	72,970	72,730	240	1.003	73,780	
①正会員会費収入	69,630	69,290	340	1.005	70,340	580社⇒575社、単価上昇
②賛助会員会費収入	3,340	3,440	△ 100	0.971	3,440	72社⇒66社
3 事業収入	69,790	73,611	△ 3,821	0.948	71,022	
①研修事業収入	1,050	1,130	△ 80	0.929	1,044	
②許可申請講習会事業収入	14,330	14,700	△ 370	0.975	14,400	△2.5% 受講者の減
③普及事業収入	700	700	0	1.000	720	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	45,230	48,601	△ 3,371	0.931	46,378	手数料収入⇒仕入値引
⑤機関誌発行事業収入	5,300	5,300	0	1.000	5,300	機関誌広告料
⑥会員事業収入	3,180	3,180	0	1.000	3,180	総会後懇親会会費等
4 雑収入	360	420	△ 60	0.857	790	
①受取利息収入	60	120	△ 60	0.500	67	
②雑収入	300	300	0	1.000	723	
事業活動収入計	143,380	147,001	△ 3,621	0.975	145,872	
事業活動支出						
1 事業費支出	135,351	140,602	△ 5,251	0.963	131,806	
A 適正処理推進事業	36,259	40,403	△ 4,144	0.897	38,725	
①調査研究事業費支出	9,088	11,141	△ 2,053	0.816	11,273	会員事業への一部移行
②研修事業費支出	18,205	20,785	△ 2,580	0.876	19,901	会員向け研修の移行
③相談指導事業費支出	8,966	8,477	489	1.058	7,551	
B 環境対策事業	3,582	2,556	1,026	1.401	2,542	
④環境対策事業費支出	3,582	2,556	1,026	1.401	2,542	事業充実
C 普及事業	95,510	97,643	△ 2,133	0.978	90,539	
⑤普及事業費支出	47,089	57,266	△ 10,177	0.822	50,443	マニフェスト仕入額の減額
⑥機関誌発行事業支出	20,749	20,252	497	1.025	19,779	
⑦会員事業費支出	27,672	20,125	7,547	1.375	20,317	会員向け研修の併合
2 管理費支出	15,393	14,969	424	1.028	15,088	
事業活動支出計	150,744	155,571	△ 4,827	0.969	146,894	
事業活動収支差額	△ 7,364	△ 8,570	1,206	0.859	△ 1,022	
投資活動収支の部						
投資活動収入	0	31,080	△ 31,080	皆減	31,080	
①特定資産取崩収入	0	31,080	△ 31,080	皆減	31,080	
環境対策基金引当資産取崩収入	0	31,080	△ 31,080	皆減	31,080	
投資活動支出						
①特定資産取得支出	2,880	1,700	1,180	1.694	3,700	
退職給付引当資産取得支出	1,880	700	1,180	2.686	700	算定対象の増
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000	1,000	0	1.000	3,000	
②固定資産取得支出	5,000	10,000	△ 5,000	0.500	5,622	
固定資産取得支出	5,000	10,000	△ 5,000	0.500	5,622	システム改善・分煙対策等
投資活動支出計	7,880	11,700	△ 3,820	0.674	9,322	
投資活動収支差額	△ 7,880	19,380	△ 27,260	—	21,758	
予備費支出	2,560	2,700	△ 140	0.948	0	事業支出の1.7%程度
当期収支差額	△ 17,804	8,110	△ 25,914	—	20,736	
前期繰越収支差額	76,906	48,612	28,294	1.582	56,170	
次期繰越収支差額	59,102	56,722	2,380	1.042	76,906	

(注記) 1 借入金限度額 該当なし

いても、前年同額を、それぞれ計上した。

4 雑収入 予算額 36万円
対前年 6万円、14.3%の減

受取利息収入は、金利の低下を反映し、6万円の減、雑収入は、前年同額、としたことによる。

以上の、事業活動収入の合計は、
予算額 1億4,338万円
前年度予算額 1億4,700万1千円
に対して 362万円余 2.5%の減
となっている。また、前年度決算見込み額に対しては、249万円余 1.7%の減となっている。

●事業活動支出

大きく分けて、事業費支出と管理費支出とがある。

1 事業費支出の予算額

1億3,535万1千円

前年度予算額 1億4,060万2千円に対し、525万円余 3.7%の減となっている。

A 適正処理推進事業

①調査研究事業費支出 予算額908万8千円
対前年205万円余 18.4%の減

これは、主に、事業区分の見直しにより、会員事業に移行したものであることによる。

②研修事業費支出 予算額1,820万5千円
対前年258万円 12.4%の減

これは、主に、会員向け研修が会員事業に移行したことによる。

③相談指導事業費支出 予算額896万6千円
対前年48万円余 5.8%の増

これは、交通費、賃借料の経費の配賦比率を見直したことによる。

B 環境対策事業

④環境対策事業費支出 予算額 358万2千円
対前年102万円余 40.1%の増

これは、事業の充実を図ることによる。公益寄付の50万円を含む。

C 普及事業

⑤普及事業費支出 予算額 4,708万9千円
対前年1,017万円余 17.8%の減

これは、主に、マニフェストの仕入額が、売り上げの回復があるものの、連合会からの販売手数料を仕入値引き扱いとするため、610万円減となるほか、人件費の配賦比率の見直しによる286万円の減などがあることによる。

なお、適正処理の推進上必要があるときには、処理業者に対する支援・助成を行うこととなっており、このための助成金50万円が含まれている。

⑥機関誌発行事業費支出 予算額2,074万9千円
対前年49万円余 2.5%の増

これは、経費の配賦比率を見直したことによる。

⑦会員事業費支出 予算額 2,767万2千円
対前年754万円余 37.5%の増

これは、事業区分の見直しにより、これまでの会員増強・交流事業に、調査研究のうち会員向けのもの、研修事業のうちの会員向け研修を併合したこと、及び人件費等の配賦比率を見直したことによる。連合会負担金や関係団体との連携・交流に要する経費も含まれている。

2 管理費支出の予算額 1,539万3千円
前年度予算額 1,496万9千円に対し、

42万円余 2.8%の増となっている。

これは、社会保険料の上昇や旅費交通費の増が見込まれたことによる。

以上の、事業活動支出の合計は、
予算額 1億5,074万4千円
前年度予算額 1億5,557万1千円に対して 482万円余 3.1%の減となっている。また、前年度決算見込み額に対しては、385万円 2.6%の増となっている。

これにより、24年度予算の事業活動収支差額は △736万4千円となり、堅実な執行により赤字解消も可能な範囲にとどまっている。また、前年度予算の収支差額と比較し、120万円余の改善が図られている。

投資活動収支

●投資活動収入 予算額 皆減

投資活動収入は、退職金などの積立金の取り崩しを意味するが、24年度は予定がない。

●投資活動支出

まず、投資活動支出のうち特定資産取得支出は、

予算額 288万円
前年度予算額 170万円に対して 118万円69.4%の増

退職給付引当資産取得支出 188万円
算定対象人員の増に伴い 118万円の増 となったもの。24年度末の積立見込額は1,484万円余。

30周年記念事業引当資産取得支出
100万円 前年同額

24年度末の積立予定額は 800万円。

次に、固定資産取得支出 予算額 500万円 対前年500万円の減

協会業務の高度化や会員サービス向上のための、システムやホームページの改善、禁煙対策の強化に伴う分煙対策の実施、を想定している。

以上、投資活動支出 計 788万円
投資活動収支差額は △788万円となる。

前年予算は、プラスの1,938万であったが、環境対策基金の全額取崩しという特殊な事情によるものであった。

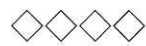
●財務活動収支については、該当がなく省略している。

●予備費支出は、256万円 事業活動支出の概ね1.7%に相当する。

●以上の、事業活動収支、投資活動収支、予備費支出を合計した当期収支差額は、△1,780万4千円となり、これに、前年度決算見込に基づく、前期繰越収支差額7,690万6千円を加えた。

次期繰越収支差額は、5,910万2千円となる。

次期繰越収支差額の5,910万円は、事業活動支出額の39.2%に相当し、適度な水準をかなり超えることになるが、新法人への移行後は、公益的事業の財源として優先的に充当していくことになる。



定款変更について



総会終了後、次期総会において新法人へ移行するために必要な定款改正の素案について古川専務理事から大要次のような説明が行われた。

「新法人に移行するためには、定款の内容が一般社団・財団法人法に適合していることが必要であり、新しい法制度に適合するよう現行の定款を変更し、行政庁の審査を受け、移行認可を受けなければなりません。新定款の素案（本誌第258号に素案を同封）は別に示すとおりであります。

新定款については、次の5月の総会において総会決議を頂く予定だが、今回の素案を説明し、会員の皆様のご意見を頂き、つまりパブリックコメントを行い、必要な修正・調整を行った上、5月の総会の正式議案とします。

本日は時間の関係もあり、説明にとどめ、質問・疑問については、定款素案の最後につけている様式により、協会事務局まで、ご提出をお願いします。提出期限を3月31日としますのでよろしくお願いいたします。なお、疑問のある場合は、定款以外のことでも、お気軽にご相談ください。」

◆◆「使い捨てライター回収事業」表彰式◆◆

- ① 東京都環境局長 感謝状
- ② 東京都環境局廃棄物対策部長 お礼状

続いて「使い捨てライター回収事業」に対する東京都環境局の大野局長より高橋会長への感謝状贈呈と、同木村部長から青年部・女性部・収集運搬委員会各代表へのお礼状の贈呈が行われ、さらに使い捨てライター回収事業の様子を収めたビデオが加藤常任理事の説明で上映された。

まず感謝状の贈呈が大野局長と高橋会長の間で執り行われた。

大野局長から賞状の内容が次のように読み上げられ、「社団法人 東京産業



感謝状を手渡す大野局長（右）

廃棄物協会様、あなたは使い捨てライターによる火遊びの危険から子供を守るため、都内の各たばこ店から不用に

なった使い捨てライターを無償で収集し、処分することに協力し、多大なる貢献をされました。よってここに都民を代表して感謝の意を表します。平成24年1月27日、東京都環境局長 大野輝之」多数の拍手の中、高橋会長に手渡された。

続いて大野局長から「このライターの回収事業は、もともと国が子供の安全確保のため、新しいライターの基準を作って古いライターを消失することは、大変立派なことですが、国の規制によくあることで、では残ったものをどうするのかは、何も決めていませんでした。もう一年ほど前と承っていますが、これを受けて私どもの廃棄物対策部と産業廃棄物協会とご相談しまして、回収しようではないかということで取組みを始めたわけです。ただ、たばこ店の数が6千店と多い訳で、多数のたばこ店から回収しなければならない大変な事業だったわけです。これを公益事業として無償で59社さんが参加されたと伺っておりますが、33万個回収して頂きまして本当に有難うございました。

このような事業は、当初に取り決めがあっても実際は大変困難があるもので、大変難しい仕事であったと思いますが、見事にやって頂いて心から感謝申し上げます。この中でCO₂削減にも貢献しようということで、自転車で回収されたと伺っております。

これからも私ども環境局も東京産業廃棄物協会と手を携えて本当に意義ある仕事をしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。」と感謝の言葉があった。

これに対し、高橋会長から謝辞として「只今、大野局長様より、東京産業廃棄物協会に対する使い捨てライター回収事業に係る感謝状を凶らずも頂戴いたし、大変恐縮いたしております。協会を代表して厚くお礼を申し上げます。

私どもは東京都からのご要請を真摯に受け止め、法改正により販売出来なくなったライターをボランティアにより回収し、子供の安全確保など社会に貢献するため、東京都との連携の下に、全力を挙げて協力させて頂きました。55の収集業者、5つの処分業者が一体となって取組み、通常業務外のことでありましたが、ほぼ2カ月間で6千か所余を、事故もなく業務を遂行出来たことは、まことに喜ばしいことと思っております。このような社会貢献が出来たことは、わが協会にとっても素晴らしいことと自負しているところであります。私ども東京産業廃棄物協会は、今後とも東京都環境局に協力するとともに、災害廃棄物の処理など様々な公益活動を行って参る所存でありますので、引き続き東京都のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。謝辞といたします。」と述べた。

続いて、木村廃棄物対策部長より、各企業の皆様にお礼状が交付された。時間の関係で、代表して(株)東亜オイル興



代表者にお礼

業所(濱松青年部長)、大谷清運(株)(二木女性部長)、イズミロジスティックス(株)(泉収集運搬委員会委員長)の3社にお礼状が手渡された。

お礼状の内容は各社同一で「子供を守るための使い捨てライター回収の協力について、平素より東京都の環境行政につきましてご理

解、ご協力頂き誠にありがとうございます。貴社におかれましては、使い捨てライターによる火遊びの危険から子供を守るために、都内の各たばこ店から不用となった使い捨てライターを無償で収集することにより、東京都の使い捨てライターの回収事業に多大なる貢献をして頂きました。よってここに感謝の意を表し厚くお礼申し上げます。東京都環境局廃棄物対策部長 木村 尊彦」というものであった。

以上で感謝状の贈呈とお礼状の交付、ビデオの上映があり終了した。

盛会だった総会後の賀詞交歓会



司会の五十嵐理事

定刻の午後6時となり、「皆様、改めて新年明けましてお目でございます」とさわやかな発声で五十嵐常任理事の司会による懇親会が始まった。「昨年

の東日本大震災の被災地の一日の早い復興を改めてご祈念申し上げます。」とさらに付け加え、会場からの拍手で幕が明けられ、まず最初に高橋会長より「新年明けましておめでとうございます。

新年にあたり、東日本大震災の災害廃棄物処理支援、及び復興に向けて決意を新たにしているところです。



新年の挨拶する高橋会長

まず、先ほどの第56回定時総会におきまして、会員の皆様のご協力により、平成24年度事業計画ならびに予算が承認されましたこと、心より感謝を申し上げます。

また、お寒い中を、社団法人東京産業廃棄物協会の賀詞交歓会に、環境省の廃棄物・リサイクル対策部 廣木産業廃棄物課長様(予定)、吉野先生、藤井先生をはじめ、協会顧問の東京都議会議員の先生方、東京都の大野環境局長様、木村廃棄物対策部長様、谷川部長様、全国産

業廃棄物連合会の石井会長様、産業廃棄物処理事業振興財団の樋口理事長様、その他、多数の関係団体のご来賓の皆様ならびに会員の皆様にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の復旧・復興が、原発事故の影響も重なり、思うように進まない中で、新年の幕開けを迎えました。

去年は、日本においては震災その他の多くの災害、円高、株安など、世界においては欧州の債務危機など、経済の先行きも不透明さを増していきました。その中でまず、改正廃棄物処理法が施行され、建設廃棄物の元請責任一元化、欠格条項の改善、優良処理業者認定制度、収集運搬業許可の合理化などが動き出しました。

一方、東京都では、災害廃棄物の広域処理支援に被災直後から取り込まれ、私ども東京産業廃棄物協会も、東京都を前面に出す支援方策の実現に向け協力いたしました。放射能問題が言われる中、東京が率先して立ち上がり、広域支援の全国の先駆けとなったことは、各方面からも賞賛をいただいております。

また、協会では環境分野での社会貢献を重ねてきておりますが、去年は、東京都の依頼を受け、子供の火災事故の防止のため、販売禁止となった使い捨てライターの回収事業を、延べ60社のボランティア協力により実施いたしました。

これにつきましては、先ほどの総会におきまして環境局長からの感謝状もいた

だいたところでした。あらためてご報告をし、私からも五つの処分業者をはじめ協力いただいた会員の方々に御礼申し上げます。

迎えました平成24年は、期待をされています災害廃棄物の広域処理支援について、引き続き積極的に貢献していくとともに、復興についても協力してまいります。

また、昨年末に放射性物質汚染対処特措法の施行規則が示されたところですが、汚泥や焼却灰をはじめとして、8,000バケレル以下の廃棄物処理法上の廃棄物であっても、処分先が閉ざされつつあります。新制度を的確に把握し、こうした緊急課題に取り組んでまいります。

次に、組織体制の充実の一環として、昨年、中間処理委員会と法制度検討委員会が発足いたしました。今般の放射性廃棄物問題を皮切りに、幅広い中間処理に係る諸問題を検討するとともに、更なる廃棄物処理制度の合理化をめざし、精力的に検討を進めてまいります。

静脈ビジネスの発展と処理業者の優良化の促進も大きな課題であります。二月には、東京都の「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」が、私どもの受託事業として実施されます。

優良化を促進していくためには、第三者評価制度に加えて、都の積極的なバックアップが必要でありますので、引き続き東京都からの育成・支援を強くお願いするとともに、協会としても努力してま

います。

優良化に関連して、全国産業廃棄物連合会では青年部が中心となり、企業の社会的責任、CSRの取組みを行っております。また、最近重要な課題となってきました静脈ビジネスの海外進出や国際化についても、会員企業がチャレンジしております。協会は、こうした挑戦をはじめ、収集運搬業許可の運転免許方式化を含めた、制度の改正などの諸課題に取り組んでまいります。

なお、当協会は非営利型の一般社団法人への移行をめざしておりますが、5月の総会で定款変更を行うなど、年度末の新法人移行を目標に、着実に準備を進めてまいります。

経営環境が大変厳しいなか、やむを得ず退会される方もありますが、今年は壬辰（みずのえ・たつ）の年であります。その意味は、草木の種子の内に新しい生命が宿り、万物の活動が活発となる、ことだそうであります。こうしたときこそ絆を大切に、会員の数と活動の増強に努めて行きたいものであります。

協会では、会員サービスの向上に努めるとともに、会員の声を集約し、関係方面への要望活動を強化するなど、組織の活性化に努めてまいりますので、皆様方の一層のご協力をお願い致します。

また、本日は、時間の許す限り、親睦を深めていただき、今後の連携・協力の糧（かて）としていただければ、まことに幸いです。

最後に、ご参会の皆様、今年一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。」と挨拶があった。

続いて、本日ご多用の中ご出席いただいた来賓の方々の紹介に入り、お名前と役職を読み上げ一歩前進して軽く会釈していただいた。まだ、ご出席で無い方もあったが、紹介に続いて、来賓の中からまず協会顧問である東京都議会議員の先生方から登壇頂いて祝辞を頂戴した。藤井 一様、谷村 孝彦様、神林 茂様、宇田川 聡史様、吉野 利明様の5氏が登壇、代表して藤井先生より大要次の通り挨拶がいただいた。



登壇する都議会議員

「皆様明けましておめでとうございます。多数の都議会議員をお招き頂きありがとうございます。先ほど会長からもお話がありました。昨年の3月11日の千年に一度ともいえる大震災により大きな被害がありました。沢山の亡くなった方もいらっしゃると思います。この震災の後始末といま



挨拶する藤井先生

すか、震災復興に東京都も全力を上げておりますが、その中でも岩手、福島、宮城の3県に於きましては、大量のがれきが発生したわけです。私も岩手県の大船渡、あるいは陸前高田、気仙沼等々、現地を視察して参りました。まさに、このがれきの処理が大きな課題となったわけですが、この3県から処理を他県に頼むと言われたときに東京都は石原知事を先頭に、このがれき処理に当たったわけです。みなさんご承知の通り、このがれき処理には放射性物質の問題等々がありましたが、東京都が手を上げ実際に処理をしたのが当協会の会長会社である高俊興業でした。私の地元である城南島に工場がありますので、私も昨年、工場の方に行きまして処理の方法を見学して参りました。大変立派な工場と設備を持ちまして、このがれき処理を引き受けて頂き、そして選別をし燃えるものは燃やす、燃えないものは埋立という作業の現場を見させて頂いたわけです。

東京都が岩手県のがれき、あるいは女川町のがれき約50万トン、あるいは3年間で処理するという事で、全国の先駆を切って東北のがれき処理を行った。その工場が高橋会長の工場です。大変感謝とお礼を申し上げます。

東京都が、こういった先鞭をつけた結

果、隣の神奈川も埼玉県も議会でがれきを受け入れることも決定していると聞いております。東北の一日も早い復興を東京都も今年一年考えて参ります。

さて、産廃協会の皆様におきましては、第三者評価制度がだんだんと定着しているわけですが、東京都といたしましても、大野局長を先頭に、この制度に確りと取り組んでいるところです。大手ゼネコンも、廃棄物処理を発注する場合は産廃エキスパートの認定を受けた業者を認定するというところも出てきていると聞いております。また、病院におきましても、医療系廃棄物の処理におきましても、専門の知識と認定を受けた業者を優先すると聞いております。みなさんにおかれましても産廃エキスパート等の認定を受けて頂きまして活躍されるようにお祈りしております。最後に東京産業廃棄物協会の益々の発展と、今日参会の皆様のご健康と商売の繁栄をお祈り致しまして挨拶とさせていただきます。」



大野環境局長

続いて大野東京都環境局長より、次のご祝辞をいただきました。

「本日は、新年賀詞交歓会にお招き頂きまして誠に有難うございます。また、

協会の皆様方には日ごろから東京都の環境行政、特に廃棄物行政に大変なご支援

とご協力を賜わりまして合わせて御礼申し上げます。協会からも藤井先生からも、昨年は3月11日の大震災以降日本全体が今までに経験したことの無い新しい試練に直面したわけです。東京の環境行政も新しい色々な仕事に携わったわけですが、中でも被災地のがれき処理は大変な仕事でした。東京都が率先して開始致しまして、そのあと徐々に埼玉、神奈川県等々動きが広がってきているわけですが、まだまだ、円滑にはスタートしておりません。こういう状況の中で、東京都のがれきの処理が円滑に出来ている理由は、一つは石原知事のリーダーシップもありますが、同時に東京の環境行政がこれまで産廃業界の皆様と一緒に色々な経験を積み深いネットワークが出来ているためと思っております。今後とも、宮城県或いは岩手県からの要請を受けて引き続き被災地の支援を行っていきたく思いますので、今後ともご協力を頂きますように改めてお願いしようと思っております。

また、昨年は協会の公益事業として使い捨てライターのリサイクルをして頂きました。先ほど感謝状を贈呈させて頂きましたが、その時に実際にどのようにしたかのビデオを拝見致しました。改めて拝見しますと6千に上るたばこ店から33万個というライターを回収するには色々なご苦労があって、いろんな工夫をされてこの課題を達成されたかを、つくづく感じさせられました。改めて感謝申し上げます。

いと思っております。

さて、先週の金曜日のことですが、東京都は平成24年度の予算案を発表致しました。これから都議会でご審議いただくわけですが、財政が厳しい中でも環境局の予算は災害廃棄物の取組みなどを受け8.6%増という非常に高い伸びをしております。東京都は昨年、廃棄物処理計画を改訂しましたので、これに従いまして3Rの達成、適正処理の推進、さらに循環ビジネスの推進等に力を注いでまいります。

また、第三者評価制度も協会と力を合わせて作ったものです。我々も排出事業者に働きかけを致しまして、認定事業者の方々がもっともっと活躍出来るように致して参りたいと思っております。色々な取組みに於いて東京における循環型社会づくりに尽くして参りたいと思っております。終わりになりますが、今後ますます東京産業廃棄物協会が発展されますように、また、本日ご参加の皆さんのご健勝を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。」

又、もうひとつ、公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦彦氏から次の通りのご挨拶を頂いた。

「東京産業廃棄物協会の皆様、明けましておめでとうございます。日頃は当連合会の事業に対しましてご支援、ご協力に賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は未曾有の被害をもたらした



石井全産廃連会長

ました東日本大震災等の甚大な災害が全国各地で発生した年でありました。各被災地に於かれましては、いまだ復旧、復興の地域も多々あるものと推察申し上げます。

今も、復旧、復興の道乗りを歩まれている被災地や被災者の方々に対しまして、国を挙げての一層の支援が望まれるところです。

東京都に於かれましては、被災地の早期復興を進めるための支援といたしまして、いち早く東北2県の災害廃棄物の受け入れを表明し、実施されております。当連合会と致しましても現地の支援はもとより、今後考えられる広域処理に関しまして東北2県と引き受ける側の都府県がそれぞれの体制の構築のために緊密な連携をとり、実施するためのバックアップを各県協会が出来るように協力したいと考えております。

国に於かれましては、循環型社会や低炭素化社会を実現するための政策が強化されております。来る新年度からは、環境基本法や循環型社会推進基本計画の見直しに向けた議論も始まるとの話も聞いております。昨年4月に施行されました廃棄物処理法の内容をみましても、従来からの規制一本槍、一辺倒から、環境ビジネスとしての産業廃棄物処理業の振興を図る方向への兆しを見せております。

我々業界の取り巻く環境が大変厳しい中にありながら、政策は追い風傾向にあるということです。このような状況を踏まえまして、当連合会と致しましても、産業廃棄物処理業の将来ビジョンの具体化に向けまして長期的検討を始めたところです。その一環としまして業界におけるCSR、企業の社会的責任の活動・拡充を図ろうと、昨年11月から新たなプロジェクトも開始したところでございます。

本年も様々な問題が山積しておりますが、復興・復旧、そして循環型社会の形成と産業廃棄物処理業発展のため皆様方のご指導ご鞭撻を頂戴出来れば幸いに存じます。是非、今年是我々から元気よく活動する年、いくなれば復興元年と考えております。この一年が、皆様にとりまして、素晴らしい年でありますようお祈りして新年の挨拶とさせていただきます。」

以上で、3名の方々の新年の挨拶が終わり、乾杯に移ることとなり、乾杯の音頭は(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長の樋口 成彬様をお願いした。

樋口様は乾杯に入る前、「昨年は東日本大震災で大きな問題が発生しました。廃棄物を扱う我々にとっては任務が大きくなっております。また、求められる解決策も山積しております。岩手県では11年分の処理量があると言いますし、宮城県では19年分の量といわれています。この膨大な量を3年間で処理をしなければいけないと言われ、これは並み大抵の



乾杯する樋口理事長

ものではありません。みなさんの専門業者としての、今まで蓄えられたノウハウ、知識が是非必要であります。今年は皆さんのお力をお借りし、行政とも力を合わせて復興に対し協力をして頂きたい。」と力を込めて杯を高々と上げた。

乾杯後、懇親会は例年の通り三々五々のグループができ、新人や新たな知人の紹介、さらには情報交換へと発展してい

たが、今回は新法人への移行に関連した話も多かった。宴は限りなく続いたが、今回は名誉会長や女性部の面々と木村東京都環境局廃棄物対策



中締の乙顔副会長

部長との取り合わせがあったので、懇親会の中のスナップも掲載した。宴もお開きの定刻となり、乙顔副会長の元気な一本締めでお開きとなったが、新法人となる定款の改正には、会員の75%以上の賛同が必要であり、次期総会には必ず、それ以上の会員の方々に出席してほしいとの要望があった。

なお、当日のご来場の来賓の方々は次のとおり。

～・～ 賀詞交歓会でのスナップ ～・～



元気な児玉名誉会長（左）
（右）吉本名誉会長の両氏



木村廃棄物対策部長を囲んで



(順不同・敬称略)

- 協会顧問 東京都議会議員 藤井 一
- 協会顧問 東京都議会議員 谷村 孝彦
- 協会顧問 東京都議会議員 神林 茂
- 協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡史
- 協会顧問 東京都議会議員 吉野 利明
- 東京都 環境局 局長 大野 輝之
- 東京都 環境局 廃棄物対策部長 木村 尊彦
- 東京都 環境局 調整担当部長 谷川 哲男
- 東京都 環境局 産業廃棄物対策課長 志村 公久
- 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫
- 東京商工会議所 理事・産業政策第二部長 関口 史彦
- 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋口 成彬
- 財団法人 日本環境衛生センター 理事長 奥村 明雄
- 社団法人 東京都医師会 理事 松本 賢治
- 東京廃棄物事業協同組合 理事長 渡邊 省吾
- 建設廃棄物協同組合 理事長 島田 啓三
- 社団法人 東京建設業協会 事業部調査研究課長 千葉 繁樹
- 株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村田 徳治
- 協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長・弁護士 芝田 稔秋
- 協会顧問 芝田稔秋法律事務所 弁護士 芝田 麻里
- 協会顧問 梅澤公認会計士事務所 所長・公認会計士 梅澤 隆
- 協会 名誉会長 児玉 安彦
- 協会 名誉会長 吉本 昌且

使い捨てライター回収事業報告会

高橋会長も出席、各ブロックリーダーがコメント

使い捨てライター回収事業が昨年末に終了し、1月20日(金)夜、大手町で報告会が開催された。東京都との開催場所等の調整もあり、急な開催にも関わらず、約50名ほどの会員が参加して、盛大な報告会となった。



司会の加藤常任理事



出席の高橋会長

加藤常任理事の開会のあいさつに始まり、高橋会長も出席し、33万個のライターの回収に当たった協力会社の労をねぎらい、「何よりも安全に注意され、無事に終了したことが何よりもうれしいことです。」と御礼と感謝のあいさつがあった。

その後、DVDの上映、各ブロックでの報告、処分業者の感想などが披露され、古川専務理事の乾杯で懇親会に移った。終始なごやかに懇談が続き、会員企業の集結力の強さには、各自想いを新たにしていた。

昨年、10月中旬に社団法人東京産業廃棄物協会は子供のライター使用による火遊びの危険性から子供を守るために、東京都と使い捨てライター回収事業に関する協定を結び、ライター回収事業を実施した。このライター回収事業においては、予定数量をはるかに超える回収先もあ

り、様々な苦勞を伴いながらの回収となったが、多数の会員業者の協力のもと、無事ライター回収を終えることができた。ここで、ライター回収を終えてのコメントを各ブロックの青年部員に聞いた。

(事務局長 井野 記)

各リーダーからのコメント

使い捨てライター回収後の各ブロックリーダーからのコメント

【南ブロック】

我々南ブロックでは13企業にご協力いただき約400件分34,000個、たばこ組合を入れると82,000個のライターを回収することが出来ました。準備期間が少ない中、短期間で回収を終えることが出来て感謝

いたします。南ブロックは渋谷区、港区、目黒区、大田区など繁華街が多かったことから、皆さん駐車スペースの確保が大変だったと聞きます。私はコインパーキングに車を止めそこを基点に自転車で回収しました。回収方法以上に苦勞したことは、このようにライターを大量に運んだことも保管したことも無かったので指

みんなで使おう！
再生紙

定工場（南ブロックは日盛運輸さん）に持って行く時も、より慎重に扱いました。乗用車での搬入時、車内にガスの匂いが充満してドキドキしたことは忘れられません。

【北ブロック】

皆さん共に忙しい中、このライター回収活動に最大限の協力を頂き、本当にご苦勞様でした。

回収計画の打合せの際も、ボランティアで面倒な事にも関わらず、常に先進的な意見を出してもらい、頼もしい限りでした。この取り組みを通じて、会社の枠組みを超えた友情的なものも感じたのは私だけでしょうか？

今後ともこの協力体制を、先の暗い世の中を切り開く力に変えていけたらと願います。

【中央ブロック】

中央ブロックは、千代田区、中央区、文京区、台東区、江東区の5区を8社で回収しました。オフィス街や下町のエリアに店舗を構えるたばこ店の皆様は、兼業で文具店、酒屋、薬局、化粧品店などを営んでいらっしゃる方が多く、お忙しい中にも励ましの言葉などを頂きました。浅草のお店では、回収時にお茶を頂き下町の人情を感じました。最後になりますが、回収ボランティアに賛同して下さった青年部、女性部の皆様がとても協力的で、早々に実行していただいたお陰で無事に終える事ができました。ここに改めて心より感謝致します。ありがとうございました。

【多摩ブロック】

・「都内23区内とは違い、一か所一か所の距離が離れている為、結構苦勞しま

した。」

- ・「都職員より事前連絡通知が入っていたので、殆どがすんなり回収できました。」
- ・「3日間の回収で走った走行距離は、なんと・・・約150キロほどで、一番奥地での奥多摩檜原へは大変な道のりでした。」
- ・「ボランティアでのライター回収事業を終えて、子供たちへの危険度が少しでも減った事が大変良かったかと思えますし、我々の業界イメージアップに繋がったのであれば幸いです。」

【西ブロック】

当ブロックは店舗回収後、処分先が遠いこともあり都庁を中継所として回収しました。直送よりは運送効率はよく、皆さん方にも好評でした。また、中継場所から処分先まで運送された業者の方のチームワークがあって、スムーズに終了したと思っています。

また、西ブロックの回収業者であっても別ブロックの一部の回収にもご尽力いただきました。このたびの使い捨てライター回収事業に多大なるご協力を頂きましたことをこの場をお借りして感謝申し上げます。

【東ブロック】

今回、まだ青年部に入りたての私は青年部の一員として初めて活動に参加させていただきましたが、ボランティアで活動していることに感謝の言葉をいただく機会が多かったのでやりがいを感じる事ができました。また、苦勞した点はたばこ組合の事務所の2Fから約3万個(重さ600kg)のライターを回収したときで、滝のような汗でした。

中間処理委員会開催

本委員会は、単独の委員会ではあるが、収集運搬委員会との連携も重要であるとの認識で一致し、今後、議題の内容によって連携していくこととなった。

また、WDSの徹底により、混入されている危険物による中間処理業者の被害を未然に防止していくのも必要であり、排出事業者責任の自覚を持ってもらうための行動もしていくことになった。

分科会のメンバーにあたっては、機関誌にメンバー募集の掲載をすることとした。

後半は、放射能問題が取りざたされている現状から、講師の神戸弘巳氏（ゼロ・ジャパン株）、技術顧問、工学博士）に放射能についてわかりやすい講習を受けた。

例えば、放射性物質があるとすると、それが放射線を出す能力がベクレル（強さを表す単位）であり、放射線によりどれだけの影響があるのかを表す単位をシーベルトというなどの説明があった。

放射線からの防護は、遮蔽、距離、時間である。また、放射線量は、距離の2乗に反比例するというのである。

（事務局長 井野 記）

資料（抜粋）

* 資料につきましては、協会事務局までお問い合わせください。

放射能と放射線

放射線によってどれだけの影響があるかを表わす単位【シーベルト (Sv)】

放射線の強さを表わす単位【ベクレル (Bq)】

放射線を出す能力【放射能】

放射線

放射性物質

光

光を出す能力

光の強さを表わす単位【ルクス (lx)】

光の強さを表わす単位【カンデラ (cd)】

放射線を出す能力【放射能】

放射線の強さを表わす単位【ベクレル (Bq)】

放射線によってどれだけの影響があるかを表わす単位【シーベルト (Sv)】

放射線の強さを表わす単位【ベクレル (Bq)】

放射線を出す能力【放射能】

放射線

放射性物質

光

光を出す能力

光の強さを表わす単位【ルクス (lx)】

光の強さを表わす単位【カンデラ (cd)】

放射線を出す能力【放射能】

放射線の強さを表わす単位【ベクレル (Bq)】

放射線によってどれだけの影響があるかを表わす単位【シーベルト (Sv)】

放射線の強さを表わす単位【ベクレル (Bq)】

放射線を出す能力【放射能】

放射線に関する単位

名称	単位	記号	定義
放射線の単位 国際単位系 (SI)	ベクレル	(Bq)	1秒間に原子核が崩壊する数を表す単位
放射線量の単位 国際単位系 (SI)	グレイ	(Gy)	放射線のエネルギーがどれだけ物質（人体を含むすべての物質）に吸収されたかを表す単位 1Gyは1kgあたり1ジュールのエネルギー吸収があったときの量
線量	シーベルト	(Sv)	放射線によってどれだけの影響があるかを表す単位 (1シーベルト=1000ミリシーベルト)
エネルギーの単位	エレクトロンボルト/ 電子ボルト	(eV)	放射線等のエネルギーを表す単位 (1eV=1.6×10 ⁻¹⁹ J)

放射能はどうなるの？

α崩壊 (α線) ... ²²⁶Ra (ラジウム) → → → ²²²Rn (ラドン)

半減期1600年 → 4.7MeV α線

β崩壊 (β線) ... ¹⁴C (炭素) → → → ¹⁴N (窒素)

半減期5730年 → 0.1567MeV β線

γ崩壊 (γ線) ... ¹³⁷Cs (セシウム) → → → ¹³⁷Ba (バリウム)

半減期30年 → 0.662MeV γ線

注) 主な崩壊反応のみを示す。

放射線の種類と透過力

α線を止める 紙

β線を止める アルミニウム等の薄い金属板

γ線、X線を止める 鉛や厚い鉛の板

中性子線を止める 水やコンクリート

アルファ (α)線

ベータ (β)線

ガンマ (γ)線

中性子線

放射線防護の基本

1. 近へいによる防護
2. 距離による防護
3. 時間による防護

【防護】= (作業場所の放射線量) × (作業時間)

【距離】= (放射線量) × (距離)²

【時間】= (放射線量) × (時間)

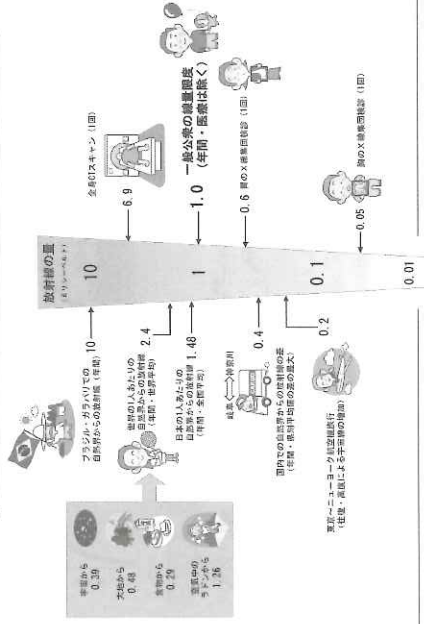
放射能の減り方

放射能の量

時間

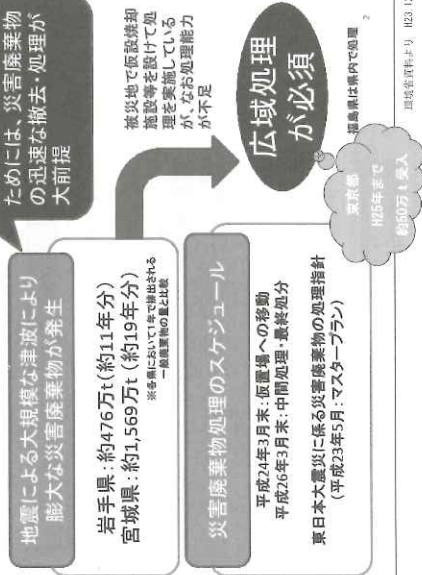
核種	半減期
ナトリウム24	²⁴ Na 15.0時間
ラドン222	²²² Rn 3.8日
ヨウ素131	¹³¹ I 8.0日
コバルト60	⁶⁰ Co 5.3年
ストロンチウム90	⁹⁰ Sr 28.8年
セシウム137	¹³⁷ Cs 30年
プルトニウム239	²³⁹ Pu 24,100年
プルトニウム241	²⁴¹ Pu 14.3年
ウラン238	²³⁸ U 45億年

日常生活と放射線



6-4

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理



環境省資料より 図3-12-6

表紙の言葉

表紙の写真は、杉山弓具店の店主、矢師・杉山正宗氏（正宗は代々継承されてきた号のようなもので、本名は新一氏）が矢で最も気を使う竹の部分を火床により真っ直ぐに矯正しているところである。

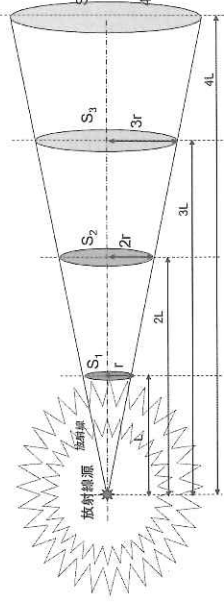
弓矢の製作技術は、平安時代から多くの工夫かなされ、鎌倉時代初期にはほぼ現在と同じ技法が完成したと言われている。杉山弓具店は、祖先が水戸藩の矢師であり、40年ほど前に、ここ台東区東上野に店を出し、父上の正俊氏から現在の新一、ご子息の正一氏と高い技術を伝承してきた。

昔は竹材を大量に購入し、店先で乾燥させ、その中から適した材料を取り出して、火を当てて真っ直ぐに矯正し、矢じりと鷹の羽を配して完成したそうだが、現在は基本となる矢に使用される竹材が手に入り難くなり、価格の面もあり、外人さんや学生にはカーボン製のものが珍重されているそうだ。

所在地 東京都台東区東上野3丁目1番1号

電話 03-3841-9430 FAX 03-3841-9429

放射線量はなぜ距離の二乗に反比例するのか?



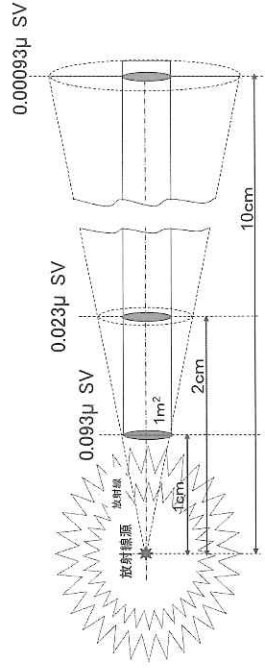
円錐の体積 = $\frac{1}{3} \times \text{円周率}(\pi) \times \text{底面の半径の二乗}(r^2) \times \text{高さ}(L)$

底面積 $S = \text{半径}(r)$ の二乗に比例

すなわち、 $S_2 = 4S_1$, $S_3 = 9S_1$, ...

これより、放射線源から距離Lが2倍になると放射線量は4倍に広がり、3倍になると9倍に広がります。単位面積当たりの放射線量が減少することにより、単位面積当たりの放射線量も減少します。

放射線の量と放射線量の関係は?



1cm線量当量率定数

^{137}Cs : 0.0927μSv·m²/MBq·h

^{134}Cs : 0.249μSv·m²/MBq·h

放射線量は距離の二乗に反比例

環境省資料より 図3-12-6

災害廃棄物を処理する際の放射性セシウム の挙動及び安全性の確保

(1) 放射性セシウムの特徴は?

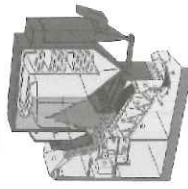
- 放射線としてベータ線やガンマ線を出す。
- 物質としては、ナトリウムやカリウムと同じアルカリ金属。
- 食塩(塩化ナトリウム)と同様に、塩化セシウムの状態では水に溶けやすい物質。
- ただし、土壌の粘土質に強く引き付けられ、いったん土壌にくっつくと、地下に浸透しにくい性質をもつ。
- 外部被ばくで主になるガンマ線は、土壌やコンクリートで遮へいすれば、放射性物質から出ている放射線の多くを防ぐことができる。

例えば、土壌の層30cmがあれば、放射線量を約40分の1にする

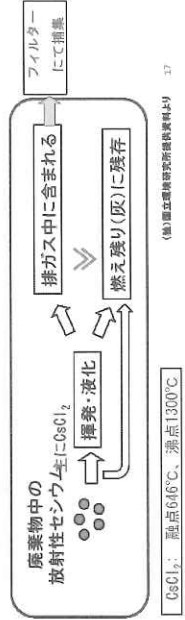
ことができる。

(注)国立環境研究所環境放射線測定センター
大塚直樹「放射性物質による環境放射線量の測定(06セシウム)」p.76

(2) 焼却すると廃棄物中の放射性セシウムはどうなるか?



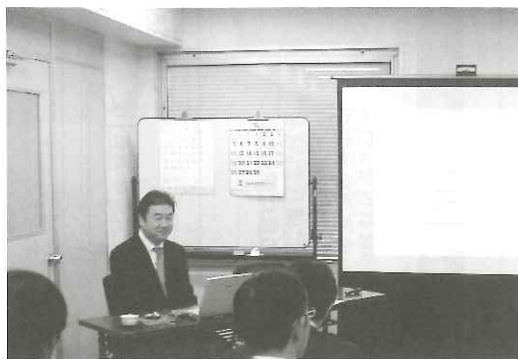
廃棄物中の放射性セシウムは、850°C以上の高温の炎の中で揮発したり、小さな液滴となって排ガスと一緒に流れていくものと、燃え残りの灰に残るものとに分かれる。



(注)国立環境研究所環境放射線測定センター

環境省資料より 図3-12-6

「全産廃連青年部協議会主体による CSR2プロジェクトの勉強会を実施」



新年第1回目の青年部勉強会が、協会会議室において1月31日（火）に開催された。

まず、濱松部長の挨拶では、プロジェクトに対する部員への協力依頼、また昨年は災害の年という事で、昨年以上の部員間での「絆」を強調し、部員企業間での協業・コミュニケーションをより高め、昇り竜（辰）となるような一年の抱負を誓った。

続いて本題の勉強会は、講師として全国産業廃棄物連合会青年部協議会会長である尾崎俊也氏を迎えて行われた。

まずはじめに、最近では良く耳にする事が多くなったCSRとは……「企業が事業活動を行う中で、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：株主、消費者、取引先、社員、地域社会等）からの要求

に対して適切な意思決定をすること。」を指す。

尾崎氏からはCSRの必要性、そしてCSR2プロジェクトの目的として掲げている、①経済・経営（※法令等の遵守・情報開示等）、②環境保全活動、③社会貢献活動と、この3つの柱をバランス良く推進し、産業廃棄物業界をあげてCSRの普及啓発に取り組み、企業と社会の持続的な発展を図りたい、と熱く語られた。

また、パワーポイントを用いて、エントリー方法、各表彰項目の事業事例等について丁寧に大変解り易く説明して頂き、その中では、尾崎氏の自社での活動映像も資料の一部として紹介された。各青年部員も良い刺激を頂き、CSR2プロジェクトへの関心が高まった。

勉強会終了後は場所を移動し、新年賀詞交歓会が開催された。講師の尾崎氏も来賓として参加され、情報交換の場として有意義な交流会となった。

最後に「どんな偉大な旅も、小さな初めの一歩からはじまります。」

注：「CSR2」とは、全産廃連参加企業のみんなでCSR活動に取り組み、相乗効果を高めようというプロジェクトのことです。

（丸順商事(有) 矢部 記）



『たった1分で人生が変わる片づけの習慣』 をテーマに勉強会



講師の「かたづけ士」
小松氏

平成23年12月15日(木)協会会議室において、日本初の「かたづけ士」として活躍されているスッキリ・ラボ代表の小松 易（やすし）氏を講師に迎え、小松氏の著書のタイトル

でもある『たった1分で人生が変わる片づけの習慣』をテーマに、年内最後の部内勉強会を開催した。年末を迎え、会社内・自宅を片づけようと思っているタイミングでもあり、部員も皆真剣に小松氏の講演に聴き入っていた。

小松氏は前職の建設会社で、現場における「片づけの重要性」を学び、その経験から誰しもが持っている「片づけ力」を引き出すことを信念として、現在は講演会・企業研修・カウンセリングにと活躍されている。

～ 片づけの極意 ～

■仕事が忙しく ■片づける時間がないと
■散らかってしまい ■いつも探し物をしていて ■仕事の効率が悪くなり ■結局仕事が忙しい、という負のスパイラルには

まってしまう。では、どうすれば片づけられるか……。

片づけの極意とは：

当たり前動作として、無意識ではあるが、ついやってしまうような『習慣化』にすればよい。

『習慣化』する為には、一度リセットし、片づけの意識を持ち行動に移す。そして、その行動とは、『整理（減らす）』・『整頓（場所を決める）』・『維持（続ける）』そして『習慣化』へとステップアップしていく事である。すぐ始める事、少しずつでも維持する事が、何よりも『習慣化』への近道になる。

片づけは、仕事の効率だけでなく、お客様の為、会社のため、自分のために重要なことだと改めて感じた。「片づける」という事が、毎日歯を磨くように『習慣化』できれば、仕事の効率が最大限に上がり、会社の利益にもつながる。そして、その為に必要なものは「意識」であり「考え方」である。早速1つ目のステップ『整理をする』から始めてみようと思った部員も多いのではないかな。

最後に、有意義なお話しをお聞かせいただいた小松様ありがとうございました。

（株ティーエムハンズ 佐藤和子 記）

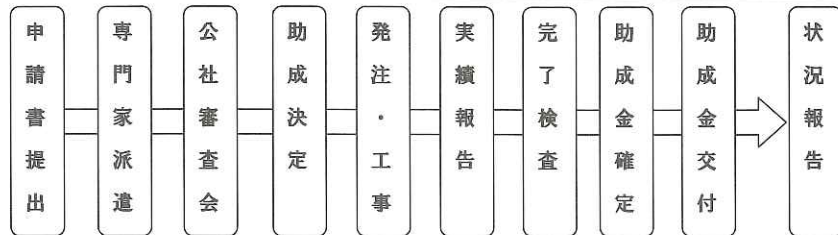
電力確保に努める中小企業の皆様へ自家発電設備・蓄電池導入を支援します！

自家発電設備導入費用助成金のご案内

公社では、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する中小企業を支援するため、中小企業による自家発電設備・蓄電池の導入に対し、助成を行います。

事業の流れ

申請期間：平成24年9月30日まで（随時受付）



助成対象者

生産活動・事業活動の継続にあたって、自家発電設備・蓄電池による電力の確保が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループ※

※中小企業グループとは、事業協同組合、企業組合、協業組合その他法人格を有する団体で、一つの敷地内又は建物内において共同受電を行っているものをいいます。

助成対象機器

- ① 原則として1基出力10kW以上の内燃力（ディーゼル式・ガスタービン式など）を原動力とする自家発電設備・コージェネレーション（発電に直接要する機器のみ）及びその付帯設備
- ② 原則1基蓄電池容量2kWh以上の蓄電池（買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもの。1か所に固定して使用するもの）及びその付帯設備

なお、都内の自社内設置を原則としますが、平成23年3月11日以前から都内に本店登記がある場合は、都外の一部地域の事業所に設置することもできます。

※他にも要件があります。詳細な要件は、必ず下記公社ホームページで確認してください。

助成対象経費

助成対象機器の導入に必要な不可欠な設備費、設計・工事費

助成率・限度額

対象者	申請期間	
	～平成24年3月30日	平成24年4月1日～9月30日
中小企業単独	2/3以内（2000万円限度）	1/2以内（1500万円限度）
中小企業グループ	3/4以内（5.6億円限度）	2/3以内（5億円限度）

※ 必ず下記ホームページで制度の詳細な内容をご確認ください。

■ 申請・お問い合わせ先 ■



公益財団法人 東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル2F
 総合支援部 設備リース課 電話03-5822-9031
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1107/0017.html>

法制度検討委員会、芝田麻里弁護士より「選別」など不明点説明を受ける

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成24年1月16日(月)15時30分より、7名の委員とオブザーバー2名によって開催された。

まず、前回挙げられた検討テーマの中で不明な点を、芝田麻里弁護士により纏めて頂いた資料の説明があった。

◆「選別」は法令上の産廃処理の許可項目か。

許可項目ではないが、法律の条文に「選別」の用語が記載されており（第4条、法第8条の2第1項第1号）、少数ではあるが「選別」を許可項目としている自治体もある。

また、環境省「規制改革重点規制事項」では、廃棄物処理法においては、廃棄物の選別を行う行為は廃棄物の処理に当たることから、廃棄物処理業許可を取得した上で行う必要がある。その際、排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが可能である、と明記されている。

以上の内容から、「選別」とは中間処理前における廃棄物の選別であり、収集運搬に付随する部分である。廃棄物処理法においては、廃棄物の選別を行う行為は廃棄物の処理に当たることから、廃棄物処理業許可を取得した上で行う必要があるとの見解である。要するに、処理業の許可を取得していれば選別を行えると解釈できる。収集運搬業における「選別」の必要性として挙げられた意見は、(1)有価物と無価物の仕分け、(2)廃棄物にもよるが、中間処理施設と再資源化施設等への運搬先が異なる、の2点であった。

現状では、「選別」だけを取り上げて許可が必要ということはないが、マニフェスト等と矛盾しない処理方法が望ましい。

◆住宅メーカーの委託契約締結方法は違法か。

委託契約書は、実際の処理業務に先立って作成されなければならない、委託契約書

には、処理すべき廃棄物の種類及び数量、料金が記載されなければならない。現在の委託契約書には上記必要的記載事項が記載されていない為、厳密には違法と考えられる。

◆印紙税の件（収集運搬は、運送業と同じ第1号の4文書か。）

収集運搬及び処分を同一業者へ委託する場合であっても、契約金額について契約上明確に記載されている場合においては、料金の高い方により判断される。よって、明確に区別し記載されていない場合には、第2号文書（請負）として扱われることになる。要するに、料金を別にせず、一括して料金を記載すれば、第2号文書（請負）となる。

以上の項目において芝田弁護士よりご説明頂いた後、各委員より様々な意見が飛び交い、2時間に亘る会議が終了した。

次回委員会は、平成24年3月7日（水）、議題は、関東地域協議会への提言の仕方についてと、住宅メーカー等の基本契約に関する問題について検討することとなった。

委員会報告



安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成24年1月17日（火）16時より8人の委員によって開催された。

まず、事務局より「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会」に関する報告が行われた。2月21日（火）13時30分より神田（グリーンホール）にて約2時間の研修会を実施することとなった。また、委員は12時50分に研修会場へ集合し、受付や会場整備、受講証明証渡し等、事務作業を手伝う当日の役割について確認した。

次に、6月に開催を予定している安全衛生研修会の講師について、阿部副委員長が所属している高俊興業（株）に協力を依頼し、8月の研修会には、東京労働局へ講師を依頼する方向で決定した。

なお、次回委員会は2月21日（火）安全衛生研修会終了後に開催することとなった。

（事務局 中谷 記）

地球温暖化対策

石油が無くなる日

1970年代、石油はあと30年で枯渇すると言われていた。その“30年後”のいま、開発技術の向上により可採年数は約40年と考えられている。これもあくまで目安の数字だが、しかし有限な燃料であることは確実だ。東日本大震災以降、原子力発電の不足を補う火力発電の増加により、日本は化石燃料への依存度が高まっている。

核開発問題を巡る米欧のイラン産原油禁輸措置は、日本にも少なからず影響を及ぼすだろう。そんな状況の中、石油にかわる新たな燃料として最も期待されているのが藻類由来のバイオ燃料だ。石油が本当に無くなる日までに、藻バイオオイルを実用化し、普及することができるのか。

藻類からオイルができる、という話はほんの数年前まで一般的には知られてさえないなかった。しかし実は1970年代のオイルショック後から米国では燃料を作る藻の探索が始まっていた。コスト面で原油に敵わず一旦廃れるが、2004年以降の原油高騰により実用化研究が急速に進み、近年では世界中で巨額の投資が集まり、量産体制への移行も始まっている。日本は研究面で実績があり、従来より格段に高い効率で石油を作り出せる藻類を次々と発表し、世界の注目を集めた。

石油の成分はほとんどが炭化水素である。石油の生成要因の一つは、植物や藻など有機物の死骸が堆積した、というものだ。そこで、炭化水素を産生したり細胞内に蓄積する藻類を探す基礎研究から、これまで数種類の有望な藻が見つかった。中でも筑波大学を中心に培養開発されていた「ボトリオコッカス」は、多くの藻類が植物系オイルを生産するのに対し、石油の主成分と同じ純粋な炭化水素を産生するのが特徴だ。さらに2010年、同大学の研究チームは、ボトリオコッカスに比べ10倍以上のオイル生成能力を持ち増殖スピードの早い「オーランチオキトリ

ウム」を発見し、国際学会で発表した。発見者の渡邊信教授によると、現在日本が輸入している石油量約1.9億トンを生産するには、霞ヶ浦の面積（220平方キロメートル）があれば可能だという。一方、2011年7月、IHIと藻の育成技術を持つベンチャー2社が合同会社を設立し、神戸大学榎本平教授の開発した「榎本藻」の実用化を目指す公表した。榎本藻は、ボトリオコッカスを通常の1000倍の増殖能力を持つよう品種改良したもので、現段階では、油の生産能力が最も高いと言われている。今年1月には、海藻の糖類をエネルギーに変換するためのカギを解明したとする論文が、米科学誌サイエンスに掲載され、海藻由来の経済的な代替燃料の開発競争はますます過熱しそうだ。

高等植物を使うバイオ燃料は、食糧耕作地との競合など様々な問題があり、限界にきている。藻類は面積あたりの収穫量が多く、耕作地として適さない土地や水辺での培養が可能だ。早ければ10年後には海藻油田が誕生し、日本が産油国の仲間入りをするかもしれない。

（日栄産業（株） 吉本 記）

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part62

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場内で	荷台にて、シート掛けをしている時	足元が悪くなり、落下しそうになった。	現場内で、足場を用意してもらおう。
2	一般道路で	運転中	タクシーが、ウインカーも点けず急に自車の前へ車線変更してきた。	前車と十分に車間距離をとる。
3	現場内で	切断したスクラップを運んでいた時	切断面が鋭くヒヤリとした。	必ず皮手袋を使用する。
4	一般道路で	二車線道路を走行中	並走していたトレーラーが、急に車線変更しようとした為に車幅が狭まりヒヤリとした。	周囲の目配りや、確認を念入りに行い対応する。並走しない。
5	自社ヤード内で	ホイスト作業をしている時	交差している別のホイストワイヤー部分と接触しそうになった。	お互いに声の掛け合いを行い、自分が動かす前には、他のホイストの位置を確認する。
6	一般道路で	片側一車線の狭い道路を走行中	側方から無灯火の自転車が見通しの悪い場所や交差点などでは、常に徐行し安全確認を怠らない。	見通しの悪い場所や交差点などでは、常に徐行し安全確認を怠らない。
7	中間処理場で	4t ユニックを止めて、重機で荷を降ろしてもらっていた時	サイドブレーキを引いていたが、車体が1m程移動した。	移動することがないように、しっかりとサイドブレーキを引いてから車を降りる。
8	一般道路で	雨の中、トラックで回収現場へ向かう途中	やさしくブレーキをかけたつもりが、コーティングされた道路だった為に、タイヤがロックされスリップして前の車両に追突しそうになった。	雨が降っている時などは、やさしくポンピングブレーキを掛けるよう心掛ける。
9	高速道路で	霞が関トンネルを走行中	乗用車がトンネルの壁に激突し、その真横に接触した車両が停車していた為、二車線を完全に塞いだ状態になっており、危うく追突しそうになった。トンネルのカーブで見通しが悪く、一秒でも気付くのが遅ければ、事故に巻き込まれていた。	高速道路での最も多い事故が、霞が関トンネルだと聞いたことがある。常に周囲に気を配り、スピードを控えめに走行するよう努める。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

～協会の主な今後の日程～

(平成24年2月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考	
2	3	金	全産廃連：第2回全国正会員事務局責任者会議 13：30～ 優良性基準適合認定証授与式 14：00～16：00	アジュール竹芝 角筈区民ホール	
	7	火	①「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」 【1回目】9：30～11：30／【2回目】13：30～15：30	ベルサール西新宿	
	8	水	医療廃棄物委員会 13：00～15：00	協会会議室	
	9	木	女性部「関東地域交流会」14：00～／賀詞交歓会 15：45～	三井ガーデンホテル千葉	
	10	金	②「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」 【1回目】9：30～11：30／【2回目】13：30～15：30	ベルサール西新宿	
			全産廃連：青年部協議会 第2回全国正会員青年部会長会議 15：00～	沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ	
	13	月	③「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」 【1回目】9：30～11：30／【2回目】13：30～15：30	ベルサール西新宿	
	15	水	平成23年度「産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）」 広報委員会 10：00～	ベルサール西新宿 協会会議室	
	16	木	女性部 拡大幹事会 16：00～	協会会議室	
	17	金	全産廃連青年部協議会・関東ブロック新春賀詞交歓会 講演会 17：00～／賀詞交歓会 18：00～	茨城県 ホテルグランド東雲	
	21	火	<会員対象>安全衛生研修会「産業廃棄物におけるリスクアセスメント推進研修会」13：30～	神田グリーンホール	
			(研修会終了後) 安全衛生推進委員会 関東地域協議会； 平成23年度第2回建設廃棄物対策委員会及び第2回実務担当者会議合同開催 14：00～	八重洲倶楽部第2・3会議室	
	22	水	<処理業者対象>平成23年度「医療廃棄物処理従事者への研修会」13：30～	東京都庁 都民ホール	
	23	木	④「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」 【1回目】9：30～11：30／【2回目】13：30～15：30	ベルサール西新宿	
	24	金	全産廃連：第1回全国正会員会長・理事長会議13：30～／臨時総会 16：15～ 政治連盟代議員会16：30～／懇親会 17：30～	センチュリーロイヤルホテル（札幌）	
			⑤「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」 【1回目】9：30～11：30／【2回目】13：30～15：30	ベルサール西新宿	
	28	火	常任理事会 15：00～ 青年部 研修会・異業種交流会 15：30～	協会会議室 協会会議室	
	29	水	収集運搬委員会 15：30～	協会会議室	
	3	1	木	関東地域協議会：事務責任者会議 14：00～	協会会議室
		6	火	⑥「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」13：30～16：00	ベルサール西新宿
		7	水	法制度検討委員会 15：00～	協会会議室
		8	木	中間処理委員会 15：00～	協会会議室
		13	火	全産廃連：第6回理事会 13：30～	連合会会議室
		14	水	常任理事会 13：30～／第293回理事会 14：30～	協会会議室
24		土	<医療機関対象>平成23年度「医療廃棄物適正処理研修会」14：00～	東京都庁 都民ホール	
26		月	●24年度講習会日程公表日 ●受付開始：4月2日（月）		
27		火	常任理事会 15：00～	協会会議室	

訂正とお詫び

本誌第257号21ページの第三者評価制度「平成23年度協会員認定業者一覧」の表中、会社名・株式会社日本シルバー様の産廃エキスパート・専門性（収運）の列に、☆印（積替え保管を除く）とあるのは、★印（積替え保管を含む）の誤りにつき、謹んで訂正しお詫び申し上げます。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成23年8月31日発行）の掲載頁

(株)増淵商店
(No.7077)

【旧代表者名】代表取締役 増淵 早苗

53ページ

↓
【新代表者名】代表取締役 増淵 千人

日軽物流(株)
(No.5103)

【旧代表者名】代表取締役 樋田 久樹

98・184ページ

↓
【新代表者名】代表取締役 高木 美彰

【旧住所】〒104-0031 東京都中央区京橋2-10-2

【旧電話番号】03-5159-0700

【旧FAX番号】03-5159-0792

↓
【新住所】〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-8

RBM京橋ビル8階

【新電話番号】03-6222-7720

【新FAX番号】03-6222-7738

(株)小池建材
(No.2154)

【旧代表者名】代表取締役 小池 武則

127ページ

↓
【新代表者名】代表取締役 小池 潤

東罐興業(株)
(賛No.96)

【旧住所】〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1

【旧電話番号】03-3502-6059

【旧FAX番号】03-3502-6297

↓
【新住所】〒141-0022 東京都品川区五反田2-18-1

大崎フォレストビルディング

【新電話番号】03-4514-2100

【新FAX番号】03-3280-7200



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

遺留分と事業承継税制

問 相続における遺留分制度と経営承継法での除外合意、固定合意との関係、その背景について教えてください。

相続税の納税猶予制度の手続きの概要を示してください。

また、新事業承継税制及び経営承継法で今、しておかなければならないことがありましたら教えてください。

答 1. 遺留分制度

自分の財産は、本来、自分の意思で自由に処分することができます。しかし、すべてを自由にしてしまうと、問題があります。

たとえば、特定の親族又は他人にすべての財産を与えると遺言した場合、他の相続人は相続財産を頼りにしていたなら、それが得られず生活が不安定になります。

そこで、一定の相続人について一定割合の相続財産について相続財産を確保するためにもうけられたのが「遺留分」です。いかえれば、相続財産について相続人が最低限受けることができる部分を「遺留分」といいます。

遺留分が認められるのは①配偶者、②子（又は代襲相続人）、③直系尊属（親等）だけであり、兄弟姉妹には認められません。遺留分の割合は被相続人の相続財産の2分の1です。直系尊属だけが相続人の場合は3分の1とされています。

遺留分の算定となる基礎財産には「特別受益」が含まれます。これは、特別の生前贈与のことをいいます。相続財産の前渡しと考えられ、相続人の不公平感を調整するために、遺留分の計算対象に含まれることとなります。そして、それについては期限の制限がないため何年前の贈与であっても遡って加算されます。

2. 遺留分と経営承継円滑化法（除外合意、固定合意）

後継者が事業を承継していく場合、事業用財産を後継者に集約する必要があります。具体的には、経営の安定のためには株式の分散が生じないようにする必要があります。

しかし、遺留分の制度があるため相続に際してはそれに抵触しないようにしなければなりません。そこで、経営承継円滑化法では中小企業の自社株の承継を円滑に進めるため、遺留分に係る特例を設けました。

除外合意と固定合意です。

(1) 遺留分算定の基礎財産から、生前贈与した自社株を除外する = 除外合意

(2) 遺留分算定の基礎財産の算入する価額を贈与時の価額に固定する = 固定合意
いずれも推定相続人全員の合意により書面で定めることにします。

対策をとらない場合、後継者が先代経営者から自社株の贈与を受ければ、特別受益となり遺留分算定の基礎財産に算入されます。除外合意がなされたならば、株式の分散のリスクはなくなります。また、固定合意がなされたならば、自社株の価額を贈与時の合意した価額に固定されます。

したがって、贈与時から相続時まで価値が増加した場合でも、遺留分について価値増加分は対象となりません。後継者は贈与後の価値増加による遺留分の増大を心配する必要がありません。

非上場株式の納税猶予制度

贈与税の納税猶予制度と相続税の納税猶予制度があります。

(1) 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度

この制度は、非上場株式である自社株に課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるものです。相続開始前からすでに保有している議決権株式等を含めて発行済議決権株式総数の2/3が上限となります。

相続税の納税猶予制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であることが必要です。

「被相続人」「相続人」「対象会社」にそれぞれ要件があります。

(2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度

この制度は後継者が親族である先代経営者から非上場株式である自社株を贈与により取得した場合には、その自社株式の贈与に係る贈与税の全額の納税が猶予されるものです。

贈与前からすでに保有している議決権株式等を含めて発行済議決権株式総数の2/3が上限となります。

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であることが必要です。「贈与者」「受贈者」「対象会社」にそれぞれ要件があります。

(3) 両制度の関係

いろいろのケースが考えられますが通常の場合を想定します。

まず、贈与税の納税猶予制度を活用して1代目から2代目へ自社株式の贈与を行います。

1代目に相続が発生した場合、猶予された贈与税が免除され、相続税が課されます。今度は相続税の納税猶予制度により相続税について猶予制度を活用することができます。

同様に2代目から3代目へと事業承継を行うことが可能となります。

3. 相続税の納税猶予制度の具体的手続き

① 経済産業大臣の確認

被相続人の相続が発生する前に、事業の承継に関する計画的な取り組みが行われていることについて、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。これは、詳細な計画書をイメージする必要はないと考えます。

② 経済産業大臣の認定と適用要件

「確認」を受けた後に、現実に相続が発生した場合、納税猶予制度の適用を受けるためには経済産業大臣の認定を受けなければなりません。また、「認定」を受けるためには被相続人、相続人、対象会社について満たさなければならない要件があります。

被相続人の要件

① 会社の代表者であったこと

② 被相続人と同族関係者で総株主等議決権数の50%超を有し、かつ同族関係者内で筆頭株主であったこと

相続人（経営承継相続人）の要件

① 相続開始から5カ月経過日以後において会社の代表者であること

② 相続人と同族関係者で総株主等議決権数の50%超を有し、かつ同族関係者内で筆頭株主であったこと

③ 被相続人の親族であること

対象会社の要件

① 中小企業基本法の中小企業者である会社であること

② 非上場会社であること

③ 資産管理会社等に該当しないこと等

③ 5年間の事業継続と株式の継続保有など

納税猶予を受け続けるためには、相続後5年間事業を継続することが求められます。

主な要件は、

① 経営承継相続人が代表者で有り続けること

② 従業員の8割以上の雇用を維持すること

③ 猶予対象株式を継続保有すること

④ 資産管理会社等に該当しないこと

等があります。

なお、②と④すなわち株式継続保有と資産管理会社等に該当しないことは、5年経過後も引き続き必要です。

④ 猶予税額の免除

猶予対象株式を保有していた相続人が死亡した場合や、次の後継者に猶予対象株式を一括贈与した場合など、では猶予税額が免除されることになります。

4. 納税猶予を受けるために、今、しておかなければならないこと

経済産業大臣の確認

予め後継者を決めておくことで、相続の争いを防ぎ、計画的に経営権を後継者に譲ることを可能にするために生前に経済産業大臣の確認を受けておくことが納税猶予を受けるために必要です。この確認を受けていなければ原則として納税猶予の以後の手続きに進むことができなくなります。

この手続きは一定の様式に従った確認申請書に添付書類つけて提出します。なお、一度、経済産業大臣から確認を受けた場合でも、後日その計画を変更することや、取り消すことは可能です。確認を受けることにより後継者を変更できなくなることはありません。

ただし、相続開始以後は特定後継者を変更することはできません。

以下に、確認申請者の様式を示すことにします。

様式第 20

施行規則第 16 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

関東経済産業局長 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 16 条第 1 項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特定後継者について

氏名	
住所	
会社における地位	
申請者の特定代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

3 特定代表者について

確認申請日における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		

代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日まで	
特定後継者との続柄		
確認申請日における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) (b)+(c)/(a)	個 %
確認申請日における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
確認申請日における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c)/(a)
代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者が有する議決権数をも下回っていない時期(*)	年 月 日から 年 月 日まで	
(*)の時期における総株主等議決権数	(d)	個
(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(e)+(f) (e)+(f)/(d)	個 %
(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(e) (e)/(d)	個 %
(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (f) (f)/(d)

4 新たに特定後継者になることが見込まれる者について

氏名	
住所	
会社における地位	
特定後継者又は特定代表者との続柄	
申請者の特定代表者又は特定後継者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得することが見込まれる申請者の株式等及び事業用資産等の内容	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第 16 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。
- 4 「確認申請日における保有議決権数及びその割合」については、平成 21 年 3 月 31 日までに特定後継者が特定代表者から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該特定後継者が引き続き有している株式等に限り。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。

お江戸ぶらぶら歩る記



＝お江戸の名所旧跡＝

引き続き山王地区を歩く

先月は新年号のため「七福神めぐり」を掲載したが、また大田区に戻り通常のぶらぶら歩る記に歩を進めた。池上通りを下ってきたわけだが、山王3丁目のバス停前に郵便局があり、その向かい側の路地を入ったところに善慶寺がある。ここには今日では高等学校の教科書に掲載され、幅広く義拳の精神が今に伝えられている「新井宿義民六人衆の墓」があるので、今回は型破りの形となるが、この義拳顕彰会が作成したリーフレットを参考に特集的に取り上げてみた。



善慶寺の山門

その前に、善慶寺はどんな寺院かという、もとは法光山と称し、宗祖が池上においてご入滅後十年、当新井宿村の住人増田三郎右衛門が中老僧日法上人に帰

依して正応5年(1292)に建設されたと伝えられている。従って日法上人を開基とし、身延を総本山とする一致派の寺であったが、12代の日好上人に帰依して京都妙満武寺派に属し、移行日什門流の寺院となっている。昭和16年日蓮宗となり開基以来700年を超えて連綿として法灯が守られている。

さて、本題に入るが、善慶寺にある「新井宿義民六人衆墓」は高さ150センチ、人の身長ぐらいなもので、間宮藤八郎という村人が自分の父母の墓という名目で延宝七年(1679)に建てたもの。昭和46年6月7日、道路拡張のため、止むを得ず埋葬位置をずらす必要があり、遷葬式を行って現在の場所に移された。

しかし、現在の墓の正面は、実は裏面にあったもので、昭和6年(1931)12月



新井宿義民六人衆の墓

2日に墓地が東京府指定の史跡となり、それまで後ろを向いていた面を正面に出したもので、この時に延宝8年の題目講の立派な石碑も墓の傍らに移された。本来の墓は、藤八郎の父母の法名が正面にあり、そして他人の目を避けるように墓石の裏面には六人の法名が刻まれていた。六人の戒名は、是信、嘯慶、賢栄、道春、宗延、椿葱。墓の台石は四方に花立て途中に水入れが掘られ、その間をくり抜いており、前に手向けた水が裏側にも巡って人知れず供養が出来る仕掛けとなっている。

昭和47年6月7日、東京都、大田区の各文化財担当者や地元関係者が多数参加される中、43世日禎上人により、この墓の遷葬式が行われた。伝承によると、間宮藤八郎は善慶寺にひそかに葬られた六人衆の骨を拾って素焼きののり甕に入れ、父母のものとして墓の下に葬ったとされていた。伝承どおり六人衆の遺骨が出土し、改めて新しい骨壺に納められ本堂に移されて読経ののち、現在の位置に遷葬された。六人衆は科人として処刑され、噂することすらはばかれた人たちだった。極悪非道の大罪人として長く「六人もの」と呼ばれていたが、「六人衆」と言い改められたのは、大正5年(1916)に初めて法要がおこなわれてからのことという。

現在の山王の地は、その昔武蔵野国荏原郡新井宿村と呼ばれ、江戸時代は旗本木原氏の領地であった。領主木原吉次は遠州(静岡県)の出身で、徳川家康が江戸に移った折、それに従い普請村奉行として新井宿村440石が与えられた。



東京都旧蹟文化財の立札

しかし、この後には農耕以外の仕事がなくなり、生活の負担が大きくなってきた。さらに、領主木原氏の委託により八木三郎兵衛の手で不正な検地が行われ、村民は無理な年貢に苦しみ、生活は疲弊と窮乏をたどる一方だった。加えて延宝元年(1673)旱魃となり、翌2年夏は多摩川の氾濫があり翌3年はついに飢饉となった。

再々の窮状訴状も功を奏さず、こうした暴政に耐えかねた村人の代表者、酒井権左衛門、間宮太郎兵衛、間宮新五郎、鈴木大炊之助、平林十郎左衛門、酒井善四郎の六人は、死を賭しての義拳の行動を起こすことにした。しかし、村民の中に木原氏に密告する者があらわれ捕らえられむごい斬首に処せられた。科人として村に帰った六人の遺骸の行き先はなく、そこで善慶寺の20世証源院日応上人が六人の遺体を引き取り当時の禁をやぶって墓域に葬り供養に心がけた。

(この項続く 明)

事務局だより 1月27日の総会は、大変ありがとうございました。平成24年度の事業計画、予算が議決され、いよいよ4月からも適正処理の推進を基本としつつ、継続的な災害廃棄物の処理、放射性廃棄物への対応などに努めていくことになっています。また、25年度の新法人移行のための定款変更素案をお示ししましたので、ご意見もよろしく願います。

もう2月に入った。早いというほかないが、自然は刻一刻と変化している。椿の木だと思いが、蕾を見ると、固くきっちりとしていて、この冬の寒さをじっと耐えている。他の木の枝を見ると、小さいながらも、緑色の葉を外気に触れないよう包み込み、暖かくなる日を待っている。寒いときは寒いなりに、自然に従って活動を抑え、必要最少限のエネルギーしか使わないようにしているのがわかる。枯れているような木でも、実はしっか

りと生きているのだ。枯れているだろうと思って枝を切ったとき、その切り口は、青々としている。ああ、何ということをしたのか、寒いこの季節を凌ごうとじっとしていたのに。むやみやたらに切っただけなのではないかと思った。剪定は難しいようだ。やりようによっては、素晴らしい大きな花を咲かせることもできるが、剪定して、枯らしてしまうこともある。木や花などの習性を理解しなければ、いけないのだ。蠟梅の咲く時期が遅れているという。しかし、木自身が知っている。自然と一緒に、いつ咲こうかと相談しながら決めているのかもしれない。蠟梅さん、ありがとう。自然はいつも同じだと思うと、違うこともあるよね。違う何かを掴めたらいいなあ。自然は大きくて偉大だが、少しでも近づいて自然の良さを感じるのはこの季節のような気がする。

(井野)

編集後記

年が改まってから寒い日が続いています。加えて乾燥がひどい状態です。インフルエンザが急速に広まる気候となっています。どうか、常時、手洗い、うがいの励行と適切な栄養補給、十分な睡眠を心がけていただければと想います。

第56回定時総会へは大勢の皆様にご参加いただきました。御礼申し上げます。総会で古川専務から協会の新定款案を説明申し上げましたが、内容に関して疑問点がございましたならば、事務局へお寄せ下さい。

最近、「マニフェスト」に関する報道記事を見かける機会が増しているように感じます。これは政党が出しているものですが、わが業界にも関連が深い単語です。カタカナにしますと同一ですが、このふたつの単語はそもそも異なっています。前者「manifesto」、後者は「manifest」です。詳しくは英和辞典でお調べいただければと想います。もっともわが業界の「マニフェスト」は法令に違

反すると罰則規定があることで違いが鮮明になっているのかもしれませんが。嫌味で申し上げているのではなく、事実を申し上げているまでですが。

放射性物質の問題が、わが業界へもひしひしと迫って来ています。8,000ベクレルが特措法の基本的な境界となっていますが、実際にはこれよりかなり低いレベルでないと流通できない状況です。環境省の産廃課長から通知も出されて特措法を遵守するよう促されていますが、罰則規定はございません。今のところ、自分の身は自分で守らなければならない状況と申し上げざるを得ないということでしょうか。

冒頭に気候のことを申し上げましたが、東京大学・地震研究所から首都圏直下型地震の発生確率について衝撃的な数値が公表されていました。地震の発生を人為的にコントロールできないものではないでしょうか。ここでもまた、自分の身は自分で守るしか方法がないのでしょうか。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2012 第258号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員 会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

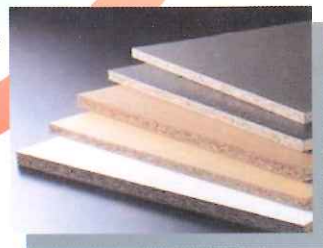
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジ株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます